

行政視察等報告書

令和8年3月6日

長野市議会議長 若林 祥 様

報告者氏名（代表）
議会運営委員会
委員長 和田 一成

この度、行政視察をしましたので、その概要について下記のとおり報告いたします。

記

- 1 視察区分 議会運営委員会 行政視察
- 2 視察者氏名 和田一成、堀内伸悟、滝沢真一、鈴木洋一、和田凌弥、松田光平、寺沢さゆり、小泉栄正、若林 祥、市川和彦
- 3 随行者 次長兼課長 竹内 徹、課長補佐 中澤達彦
- 4 視察期間 令和8年1月26日(月)・1月27日(火)
- 5 視察先及び視察事項

視 察 先	視察日時	視 察 事 項
神奈川県藤沢市	1月26日(月) 午前10時30分～	藤沢市議会ハラスメントの防止に関する条例について
大阪府大阪市	1月27日(火) 午前10時～	大阪市会ハラスメント防止条例について

6 調査概要

月日	視 察 地 (市町村名等)	考 察 (所感、課題、提言等)
1月26日	藤 沢 市	<p>藤沢市議会ハラスメント防止条例について</p> <p>概要</p> <p>1. 市の概要 人口：約44万人、面積：約69km²、歳出額：約1,809億円。議員定数は当市と同じく36名である。</p> <p>2. 条例制定の背景・経緯 全国的に政治分野におけるハラスメントが社会問題化する中、藤沢市議会においても未然防止に向けた取組が必要であるとの認識が共有された。 令和5年度には、川越市議会など先進事例の行政視察や研修を実施し、議会内における制度整備の必要性について理解を深めた。 実態把握を目的として、令和6年1月に市管理職員607人を対象としたハラスメントアンケートを実施（回答率53%）。その結果、「ハラスメントを受けたことがある」23%、「見聞きしたことがある」18%と、想定以上に被害が存在することが明らかとなった。 これを受け、令和6年6月、議長より条例制定の提案と検討依頼がなされ、議会運営委員会で協議が行われた。しかし、条例の必要性に対する意見の相違もあり、合意形成には至らなかった。 その後、条例の必要性を主張する会派有志による検討会が設置され、検討を重ねた結果、令和6年12月、議員提案条例として制定に至った。</p> <p>3. 条例の目的 本条例は、処分を目的とするものではなく、ハラスメントの未然防止、相談しやすい環境整備、再発防止の仕組み構築を重視するものである。 議員と職員が互いの人格を尊重し、安心して職務を遂行できる環境の確保を目指し、議会自らが自浄作用を果たす姿勢を制度として明確化した点が特徴である。</p> <p>4. ハラスメントの定義・対象 定義は、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法令及び厚生労働省指針に基づき整理され、主に以下の三類型に限定している。「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」、「妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント」。対象は「議員及び職員」に限定。人格を否定する言動、威圧的な言動、業務の適正範囲を超える要求など、社会通念上不適切と認められる言動を想定し、具体例は研修等で共有している。</p> <p>5. 相談体制と対応の流れ (1) 外部相談窓口 相談窓口は民間事業者（株式会社アデコ）へ外部委託。匿</p>

名・実名いずれも可能で、WEB予約方式を採用し、守秘義務の下で中立的に対応する。相談内容は、「個人が特定されない最小限の内容のみ議長へ報告」、「個人が特定される情報は、相談者の同意範囲内で報告」とされ、相談者の意向を最優先している。費用は、基本料金2,200円/月、相談1件につき5,500円が追加で発生する契約である。

(2) ハラスメント対策委員会

議長・副議長・議会局長の3名で構成。事実認定は行わず、事実関係の把握と当事者間の調整を行い、円満解決を目指す。

(3) ハラスメント調査・審査会

当事者の申立てにより設置。弁護士、行政書士、公益財団法人関係者の3名で構成される第三者機関が、「事実関係の調査」、「ハラスメント該当性の判断」を行う。

該当と判断された場合、弁明の機会を付与した上で、再発防止措置を講じ、氏名等を議会ホームページや議会報で公表する仕組みである。

ハラスメント該当性の判断は議会が関与せず、第三者機関が担う点で、公平性・客観性が確保されている。

委員報酬は1人1回90分19,100円。年間3回開催を想定し、171,900円を予算計上している。

6. 運用状況

令和8年1月20日時点で、相談件数：0件。対策委員会・調査審査会の開催実績：なし。

制定後は、「議会内の雰囲気が変わった」、「議員の態度が穏やかになった」との声があるなど、一定の抑止効果が見られ、議員間の意識向上にも寄与している。

7. 評価と今後の課題

本条例は、外部からの要請によるものではなく、議会自らが主体的に自律規範を定めた点で先進的な取組と評価できる。特に、制定前の実態調査（アンケート）の実施、外部相談窓口の設置、第三者による調査・審査体制の構築、法令に基づく明確な定義は制度の実効性・公平性を担保する上で重要な仕組みである。

一方で、相談件数0件の検証（潜在的事案の有無）、継続的な周知と研修の充実、アンケート実施周期（4年ごと）の妥当性、制度運用の検証と改善などが今後の課題として挙げられている。

藤沢市議会は、「作ったら終わり」ではなく、継続的な検証と改善を重ねていく姿勢を示しており、議会の自浄作用を制度として具現化した事例として大いに参考となる取組である。

所感（まとめ）

藤沢市議会のハラスメント防止条例は、議会自らが主体的に未然防止へ取り組む姿勢を明確に制度化した点に大きな意義がある。外部からの規制ではなく、議員が自らを律するための条例を制定したことは、先進的な取組として高く評価できる。

		<p>1. 制度設計の評価</p> <p>まず、適用範囲を「議員と議員」、「議員と職員」に限定した点は、議会が直接責任を負う関係性に絞ることで実効性を高めた整理であると感じた。</p> <p>特に評価すべきは、相談窓口を完全な第三者機関へ外部委託し、WEB予約による守秘性の高い相談体制を構築している点である。匿名・実名いずれも可能とし、相談者の意向を最優先に扱う仕組みは、心理的ハードルを下げる工夫として有効である。議長の負担軽減にもつながっており、中立性の確保という観点からも優れた制度設計である。</p> <p>その後の流れも明確である。調整段階では、議長・副議長・議会事務局長の3名による「ハラスメント対策委員会」が仲介役を担い、事実認定は行わない。解決に至らない場合は、弁護士や学識経験者等3名で構成される「ハラスメント調査・審査会」に委ねられ、第三者が事実認定と該当性判断を行う。</p> <p>ハラスメントの有無は多数決で決めるものではなく、専門的知見に基づき客観的に判断されるべきものであることは論を待たない。議会が直接判断に関与しない構造は、公平性・中立性の担保という点で非常に重要であり、外部性を制度に組み込んだ設計は大いに参考となった。</p> <p>また、調査過程を非公開とすることで、当事者のプライバシーや二次被害防止を重視しつつ、最終判断と理由を示すことで説明責任を果たすという整理は、「外部性（公平性）×非公開（保護）」の両立を図る工夫として整理され、評価されるものである。</p> <p>2. 条例制定までの過程</p> <p>条例制定にあたっては、他市の視察や研修を重ね、市管理職員へのアンケートを実施するなど、実態把握を行った上で制度設計に進んだ点は極めて重要であり、アンケート自体も抑止力・啓発効果を持ったと考えられる。</p> <p>一度は議会運営委員会で合意に至らなかったものの、有志議員による検討を経て、最終的に全会一致で制定に至った経過は、議会として問題意識を共有し、短期間で制度化に至ったことは見習うべきである。</p> <p>3. 運用状況と課題</p> <p>アンケートでは23%が被害経験を回答したにもかかわらず、条例制定後の相談件数は0件である。</p> <p>これは、抑止効果が発揮されている可能性、相談しづらさが残っている可能性の双方が考えられ、現時点で評価は定まらない。実際、議会や議員の言動に好意的な声がある一方で、「議員からのハラスメントは存在する」との意見もあるという。</p> <p>制度が機能しているかどうかを検証するためには、定期的なアンケート調査の実施、研修の充実、実態の精査が不可欠である。アンケートは事案追及を目的とするものではなく、職員・議員双方の意識や職場風土の実態を把握する手段として活用すべきである。</p> <p>また、ハラスメントの判断は法令に基づく三類型に限定し</p>
--	--	--

		<p>ており、司法判断に馴染む枠組みとすることで第三者機関の客観性を担保している点も印象的であった。定義の在り方については、各議会の実情に応じた検討が必要である。</p> <p>4. 本市への示唆</p> <p>藤沢市の制度は、外部相談窓口の整備、認定段階の第三者化（二層構造）、当事者保護を重視した非公開運用、専門家による客観的判断、抑止効果を意識した前文・理念の明示といった要素を備えている。</p> <p>本市議会においても、第三者性の確保、被害者保護、抑止力の強化という観点から、外部窓口の導入や調査・審査の第三者化は重要な検討課題であると強く感じた。</p> <p>ハラスメント防止条例は制定が目的ではなく、議員一人ひとりの意識向上と継続的な検証を通じて、初めて実効性を持つ。議会として常に現状を把握し、制度の意義を共有し続けることが不可欠である。</p> <p>藤沢市議会の取組は、議会の自律と責任を制度として可視化した好事例であり、本市における制度検討にあたり大いに参考とすべき内容であった。</p>
1月27日	大 阪 市	<p>大阪市会ハラスメント防止条例について</p> <p>概要</p> <p>1. 市の概要</p> <p>人口：約275万人、面積：約225km²、歳出額：約1兆9,513億円。本市とは比較にならない大都市規模であり、その議会運営や制度設計も大規模自治体としての特性を踏まえたものである。</p> <p>2. 条例制定の背景・経緯・目的</p> <p>大阪市会では、それまで市職員間のハラスメント制度は存在していたものの、議員間および議員から職員に対するハラスメントに特化した制度は整備されていなかった。</p> <p>こうした状況の中、「市民から信頼される市会を目指す」ことを目的に、公明党会派から条例案が議員提案され、令和6年3月定例会において全会一致で可決・制定された。</p> <p>その後、大阪弁護士会との協議を経て、相談員の資格要件や役割を明確化するため、令和6年10月に一部改正を実施し、施行規程の整備と併せて同年12月1日から施行された。大阪府における関連条例との整合性も図られており、府市連携の視点を踏まえた制度設計となっている点も特徴である。</p> <p>3. 制度の概要</p> <p>(1) 相談窓口</p> <p>窓口：市会事務局。受付時間：平日10時～17時。方法：電話・メール。相談員：大阪弁護士会所属の弁護士6名（当番制）。委託料：1時間2万円。予算：約300万円／年</p> <p>相談は事務局を通じて弁護士に取り次がれ、電話や面談で対応する。相談のみで終了する場合は、議長へ報告し完結する。現時点で相談実績は0件である。</p> <p>(2) 調査の流れ</p>

申立人が調査を希望する場合、または相談員が調査の必要性を認めた場合、①相談員が議長へ調査を申出、②議長が承認の可否を判断、③承認後、弁護士が調査を実施、④調査結果を議長へ報告という流れとなる。

相談員は事実関係の調査までを担い、最終的なハラスメント該当性の判断及び措置の決定は議長が行う。

議長の責務は条例上明確に規定されており、調査及び被害防止措置を迅速かつ適切に講じる責任を負う構造となっている。制度上、議長の職責と負担は極めて大きい。

(3) 被害防止措置・審査会

議長が被害防止措置の必要性を認めた場合、ハラスメント審査会の議を経て、注意喚起、勧告、必要に応じた措置を決定する。

審査会は、議長、副議長、各会派推薦議員等で構成され、第三者機関ではなく議会内部の会議体である。

ハラスメントの有無を認定する場というよりも、議長判断に対して多様な視点から意見を述べ、追認的機能を果たす場として位置づけられている。被申立人には弁明の機会が保障されている。被害防止措置に応じない場合や、被害の継続・再発防止のためやむを得ないと認められる場合には、審査会の議を経て、氏名、相談内容、調査結果等を公表できる仕組みとなっている。

審査会は非公開で、守秘義務規定が設けられ、プライバシー保護と二次被害防止が重視されている。

4. ハラスメントの定義

定義は典型的な三類型（パワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント）を基本としつつ、誹謗中傷や風評等の行為も含める整理がなされている。

特に、SNS等における誹謗中傷を想定した規定が含まれている点は特徴的であるが、今後の運用における課題ともなり得る部分である。

5. 運用状況と課題

令和6年12月の施行以降、相談件数は0件である。条例制定により「議員の意識が変わった」、「抑止力が働いているのではないか」との評価はあるものの、実際に制度がどのように機能するのかは、具体的事案が生じなければ検証できない状況である。

また、最終判断が議長に集中している点（恣意性排除の課題）、審査会の公開基準や公表範囲の具体化、研修やアンケートの実施方針（現時点でアンケート予定なし）、相談窓口が事務局経由であることへの心理的ハードルなど、運用面で今後検討を要する事項も存在した。

所感(まとめ)

本条例は、「市民から信頼される市会」を掲げ、全会一致で制定された点に大きな意義がある。事案が顕在化していない段階で制度を整備したこと自体が、議会としての姿勢を内外に示すものであり、議員一人ひとりの倫理観の醸成、問題意識の共有につながっていると評価は理解でき、一定の抑止

効果は認められる。

1. 制度設計の評価

本条例の特徴は、相談・調査の入口に外部専門家（弁護士）を配置しつつ、最終判断は議会内部（議長）で行う構造にある。ハラスメントの認定には法的評価が不可欠であることから、弁護士を相談員とした点は合理的であり、専門性、中立・公平性を持つ第三者性を確保する仕組みとして評価できる。また、条例内に手続が比較的詳細に書き込まれており、実務上動きやすい設計となっている点も参考になる。

一方で、最終判断が議長に集中していることによるガバナンス上の課題は残る。審査会の議を経るとはいえ、審査会は議員構成であり、第三者機関ではない。制度上は議長の裁量が大きく、理論上は政治的配慮や恣意性が入り得る余地も否定できない。議長の職責は極めて重く、負担も大きい構造である。

2. 審査会・公表制度について

被害防止措置に応じない場合などに氏名公表が可能とされているが、要件は抑制的に整理されており、懲罰型というよりも予防・抑止型の制度として設計されている印象を受けた。審査会は非公開とされ、守秘義務も課されていることから、プライバシー保護や二次被害防止への配慮は十分である。他方、審査会の議決方法、公表基準、運営細則などは今後の整理課題とされており、実際の事案が生じた際の危機管理体制については、検証が必要であると感じた。

3. 相談実績0件の意味

視察時点で相談実績は0件であった。これは抑止効果が機能しているのか、あるいは、相談しにくいのか、いずれも想定される。

相談窓口が市会事務局を経由する仕組みであることや、相談員が弁護士であることが心理的ハードルとなっていないかは検証が必要である。弁護士の専門性は評価できる一方、相談者にとっては敷居が高いと感じる可能性も否定できない。

制度の実効性は「存在」よりも「利用しやすさ」によって担保されるものであり、定期的な無記名アンケート調査などにより、実態を把握することは不可欠であると感じた。

4. 他市との比較から見える点

大阪市会の制度は、外部専門家の活用、段階的措置の明確化、非公開による当事者保護、条例への詳細な手続規定といった点で先進的であり、第三者性と議会の自律性のバランスを取ろうとする現実的な設計と評価できる。

しかし、認定権限の第三者化までは踏み込んでいない、運用細則の具体化が途上、実績がないため制度検証ができないという未だ「体制整備段階」にあるとも言える。

5. 今後の検討課題

視察を通じ、以下の点が重要であると考えます。

最終判断の透明性確保、公表基準・審査会運営方法の明確

		<p>化、相談窓口の心理的ハードルの検証、定期的な無記名アンケートの実施、研修等による継続的な意識改革が必要ではないか。</p> <p>6. 総括</p> <p>本条例は、ハラスメントを「起きてから対処する問題」ではなく、「未然に防止する課題」として位置づけた点に最大の意義がある。制定そのものが議会の姿勢を明確にし、一定の抑止力として機能していることは評価できる。</p> <p>一方で、制度の真価は実際の運用において問われる。外部専門性を活用しつつ、最終責任を議会が担うという構造が適切に機能するかどうかは、今後の運用と検証にかかっている。</p> <p>ハラスメントをしないことが大前提であるが、万が一事案が発生した場合に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するとともに、議員・職員双方が人格を尊重し合い、安心して職務に専念できる環境を構築することが、本条例の趣旨を支える基盤であると強く感じた。</p>
--	--	--